

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六の三
平三十・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書							
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」		1	円	区分	国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一の三「4」)	2		当期の加算	16	円	
	当期の恒久的施設帰属所得金額	所得金額又は欠損金額 (別表四「49」の①)	3		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」	17	
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		交際費等の損金不算入額	18	
		組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		貸倒引当金の戻入額	19	
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4			20	
		組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5			21	
		組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6			22	
		計 (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7			23	
	当期の調整国外所得金額	(40) (マイナスの場合は0)	8			24	
		(7) × 90%	9			25	
		調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10			26	
	法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	11			27		
	当期に控除できる金額の計算	法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12		減算	28	
		法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	13		貸倒引当金の繰入額	29	
		法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	14			30	
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)		15			31		
当期に控除できる金額の計算	法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12			32		
	法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	13			33		
	法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	14			34		
	当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15			35		
	当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15			36		
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15			小計	37		
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15			仮計 (16) + (27) - (37)	38		
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15			非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	39		
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15			計 (38) - (39)	40		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (2)	44	円 000
法人税の控除限度額 (11)	42			恒久的施設帰属地方法人税額 (44) × 4.4%	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43			地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43			外国税額の控除額 ((43)と(46)のうち少ない金額)	47	

別表六の三の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が法第 144 条の 2 (外国法人に係る外国税額の控除) の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「当期の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、令第 193 条第 1 項(国外所得金額)に規定する国外源泉所得に係る所得の金額について記載します。この場合において、当該各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙

に記載して添付してください。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が地方法人税法第 12 条第 3 項 (外国税額の控除) の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「課税標準法人税額⁽²⁾ 44」の記載に当たっては、「2」の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。